【別紙２】

**秘密保持誓約書**

令和　年　月　　日

東大阪市長　野田　義和　様

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者名 |  |

　※押印不要

当社は、令和６年11月29日付で公表された「東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業に関する官民対話調査実施要領」（以下、「本実施要領」という。）に記載された官民対話調査（以下、「本官民対話調査」という。）への参加申込（以下、「本申込」という。）を行うにあたり、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

１　当社は、本実施要領の規定に基づき、本申込にあたって東大阪市から資料の提供を受け、かつ、本官民対話調査を行うこととなりますが、東大阪市から提供を受けた資料、本官民対話調査において当社が東大阪市から提供された東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業（以下、「本事業」という。）又は東大阪市に関する情報（以下、「本秘密情報等」という。）を、本官民対話調査の準備及び実施（以下、「本目的」という。）以外の目的のために使用しないこと。

２　当社は、本秘密情報等を秘密として保持するものとし、第三者に開示しません。ただし、法律、命令、条例等により開示が義務付けられる場合はこの限りではありません。

３　当社は、本秘密情報等の複写、複製は、本目的の達成のために必要最小限の範囲でのみ行うこととします。また、当社は、複写物及び複製物についても本秘密情報等の管理と同等の管理を行うこと。

４　当社は、東大阪市から提供を受けた本秘密情報等に含まれる情報が、東大阪市において未決定の本事業の実施条件等に関する想定であり、これが第三者に不用意に開示された場合には、本事業実施に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを理解し、本秘密情報等を善良な管理者としての注意義務をもって取り扱うこと。

５　本書に基づき当社が負う義務は、当社が本事業実施に係る事業者公募に参加しなかった場合であっても、存続するものとすること。

６　当社の本誓約書に違反する行為により本秘密情報等が漏洩した場合、当社は、それにより東大阪市又は第三者に生じた損害を直接賠償すること。

以上